

平成十一年通商産業省令第十号

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則を次のように制定する。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(所持の許可の申請)

第二条 法第五条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一にによる申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあっては、その申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行なう役員)が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

五 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

六 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

七 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

八 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

九 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十一 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十二 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十三 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十四 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十五 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十六 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十七 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十八 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

十九 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十一 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十二 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十三 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十四 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十五 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十六 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十七 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十八 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二十九 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十一 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十二 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十三 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十四 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十五 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十六 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十七 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十八 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

三十九 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

四十 申請者が法人である場合にあっては、その申請者が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

(承継の届出)

第七条 法第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

二 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八による書面及び戸籍謄本

三 法第十三条第一項の規定により合併によつて許可所持者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

四 法第十三条第一項の規定により届出をしようとする者は、遅滞なく、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(持続の届出)

第八条 法第十四条の規定により届出をしようとする者は、遅滞なく、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)

第九条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 所持する対人地雷の型式及び数量

二 所持する対人地雷の数量が増減した場合の理由及び年月日並びに増減した対人地雷の型式及び数量

三 保存期間は、記載の日から五年間とする。(報告)

四 第十五条第二項の規定による第一項の帳簿

五 第十六条の申請書

六 第十七条の申請書

七 第十八条の申請書

八 第十九条の申請書

九 第二十条の申請書

十 第二十二条の申請書

十一 第二十三条の申請書

十二 第二十四条の申請書

十三 第二十五条の申請書

十四 第二十六条の申請書

十五 第二十七条の申請書

十六 第二十八条の申請書

十七 第二十九条の申請書

(電磁的記録媒体による手続)

第十一条 法第五条の規定による許可所持者は、前項の記載事項を四半期ごとに集計したものと、当該四半期経過後五十日以内に、経済産業大臣に報告しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

第十二条 法第十六条第一項の規定により国際連合事務総長の指定する者の検査等に立ち会う職員が携帯する同条第三項の証明書は、様式第十(立入検査の証明書)

第十三条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第十八条第二項の証明書は、様式第十一によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を提出することにより行なうことができる。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第十五条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第十六条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第十七条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第十八条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第十九条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第二十条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第二十二条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

第二十三条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行なうときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行なう者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続の特例)

(国際連合事務総長の指定する者の検査等への立会いの証明書)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十一年三月一日)から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の日から三日を経過するまでの間に對人地雷を廃棄しようとする者は、第五条の届出書を当該施行の日に提出しなければならない。

(施行期日)

第三条 この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第十七条の次に一条を加える改正規定(第十八条第五項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

(施行期日)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(施行期日)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(施行期日)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

(附則)

附則(平成一五年二月三日経済産業省令第九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(附則)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(附則)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

(附則)

附則(平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(附則)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

(附則)

附則(平成一九年九月一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行す

(附則)

## 附 則（令和二年一二月一八日経済産業省令第九二号）

## 様式第2（第三条関係）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一二月一八日経済産業省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。  
様式第1（第二条関係）

様式第1（第二条関係）（平成二年四月一日付改定版）

年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所

対人部屋の製造の業主及び荷物の販賣等に関する法律第1項の許可を受けていて、同許可の届出に伴うものとおり申譲します。

新規に登録する個人の番号
変更番号
新規内訳
既存内訳
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第2（第三条関係）（平成二年四月一日付改定版）

年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所

対人部屋の製造の業主及び荷物の販賣等に関する法律第1項の許可を受けていて、同許可の届出に伴うものとおり申譲します。

新規に登録する個人の番号
変更番号
新規内訳
既存内訳
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

## 様式第3（第四条関係）

様式第3（第四条関係）（平成二年四月一日付改定版）

年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所

対人部屋の製造の業主及び荷物の販賣等に関する法律第1項の許可を受けていて、同許可の届出に伴うものとおり申譲します。

新規に登録する個人の番号
変更番号
新規内訳
既存内訳
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

## 様式第4（第五条関係）

様式第4（第五条関係）（平成二年四月一日付改定版）

年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所

対人部屋の製造の業主及び荷物の販賣等に関する法律第1項の許可を受けていて、同許可の届出に伴うものとおり申譲します。

新規に登録する個人の番号
変更番号
新規内訳
既存内訳
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

株式第5（第六条関係）（平成26年4月・令和元年4月・令和2年4月・令和3年4月）

引渡し譲り受け

年 月 日

新規事業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所代理人の監査の基準及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法

備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

株式第6（第七条関係）（平成26年4月・令和元年4月・令和2年4月・令和3年4月）

新規事業大臣 聞

年 月 日

新規事業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所代理人の監査の基準及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法

備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

株式第7（第七条関係）（平成26年4月・令和元年4月・令和2年4月・令和3年4月）

新規事業大臣 聞

年 月 日

新規事業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所代理人の監査の基準及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法備考 1 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。  
2 旨別欄は、許可済みの地主を承認する者として記載された者以外  
の地主の名前を記載すること。

株式第8（第七条関係）（平成26年4月・令和元年4月・令和2年4月・令和3年4月）

新規事業大臣 聞

年 月 日

新規事業大臣 聞

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住所代理人の監査の基準及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法引渡しの方法及び引渡しの成り立つた事実に依る  
引渡しの方法備考 1 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。  
2 旨別欄は、承認する者として記載すること。

模式第 10 (第12集第66) (第12集第66-1先祖第17-159之)

代理人の権限の範囲の上に並びて、契約書等に記載する必ず法律下さい

問6. 会員 国際通商委員会規約の下であることによれば、会員は、本会の  
大旨の執行に対するその員の意見を尊重するが、その執行のための合意の下に、  
各自の意見を尊重して、对馬島を嘗め思ひ、其の運営の各問題に、  
もとより、他會、審議會の各問題に對し、又は個人的に實務に従事することができる。

3. 第二回の規約によれば、会員は本会の員は、その身分並に其の  
職務を以て、既存の組織に就けなければならぬ。

次に、次の各事項一に該する者は、20日以内に下記に於ける  
五、会員登録の様式に依る所と同様の、BMF、BMT、はさぬはま、又は  
BMGにて登録せらるべ。

様式第11 (第138号様式) (平成22年版令和2年令光延長令式一式付立)

署名	
個人情報の製造の禁止及び所得の抑制等に関する法律第14条第2項の規定による立入検査証	
官職及び氏名 年月日生 年月日発行 発行者	
写	
眞	
押印	
捺印	

対人接触の創造の上に立つべき評議制等による法律技術

概要、第1回は、この問題の特徴に必要な背景知識について、その問題に、折衷的見解、あるいは最も適切な解決策を示す。第二回はその本業に立ち入り、問題の本質を明確にし、又は問題に實質をさせることである。

2 有能の議員による議論がなされると、その本身が必ず評議制を興奮し、議論を促進し得るだけではない。

参考書、次の二号に於ける註記は、203回以下の脚注に於ける。

78 次に議論する議員の意見による後を承認し、差し、差し、差しに思ひ、又は實質に対して条件を付す。